**指定更新手続きについて**

介護保険法の規定により、介護サービス事業所は６年ごとに指定の更新をする必要があります。期限内に更新申請に必要な書類を知多北部広域連合へ提出してください。

１　更新申請の提出期日

　⑴　居宅介護支援、介護予防支援及び総合事業

　　　指定有効期限の満了する日の翌日が属する日の前々月

例）有効期限満了日：令和６年１１月２９日の事業所

　　　　➡令和６年９月中に申請書類を提出してください。

　⑵　（介護予防）地域密着型サービス

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指定有効期限の満了する日の属する月 | ８月～１１月 | １２月～翌３月 | ４月～７月 |
| 運営協議会 | ７月開催分 | １１月開催分 | ３月開催分 |
| 申請書類の提出期限 | ５月中 | ９月中 | １月中 |
| 指定更新通知発送 | ７月下旬 | １１月下旬 | ３月下旬 |

　　　例）有効期限満了日：令和６年１１月２９日の事業所

　　　　➡令和６年の７月開催の運営協議会に諮るため、令和６年５月１月～末日までに申請書類を提出してください。

２　更新申請書類について

　　申請に必要な書類は、サービス種別ごとで異なります。ホームページに必要書類一覧表及び様式を記載していますので、ご活用ください。

ＵＲＬ

居宅介護支援及び介護予防支援

<https://www.chitahokubu.or.jp/for-organization/home-care-support/>

総合事業

<https://www.chitahokubu.or.jp/for-organization/long-term-care-prevention/>

(介護予防)地域密着型サービス

<https://www.chitahokubu.or.jp/for-organization/community-based-service/>

※　その他、知多北部広域連合が必要と認める書類についてご提出をお願いすることがございますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

３　提出部数

１部（別に事業者用に同じ書類を控えとして保管してください。）

４　提出方法

　　電子メール（kyuufu@chitahokubu.or.jp）又は郵送で受付いたします。

５　審査方法

⑴　書類審査

⑵　現地確認（必要に応じて実施します。）

⑶　知多北部広域連合地域包括支援センター等運営協議会での審議

６　更新申請審査基準

厚生労働省が定めた指定基準等を満たしていることを確認します。

⑴　人員基準

⑵　運営基準

⑶　設備基準

⑷　その他、知多北部広域連合が必要と認める事項

７　結果の通知

⑴　事業者に対し、指定有効期限までに文書で通知します。

⑵　更新指定について問題がある場合は、あらかじめその旨連絡します。

知多北部広域連合事業課給付係　指定更新担当

　　　 〒476-0003　東海市荒尾町西廻間２番地の１

電　話:052-689-2263

　　　　　　　　　　　　　　　　 メール:kyuufu@chitahokubu.or.jp